

社会福祉法人千歳いずみ学園
給与補足規程(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)

(目的)

第1条 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分による福祉職員の賃金改善を目的とした給与規程を補足して取り扱う

(臨時特例交付手当)

第2条 臨時特例交付手当とは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りとする。

- (1) 臨時特例交付手当として、月給者は月額で支給する。時給者、日給者は時給額に含める。
- (2) 支給対象職種は福祉・介護職員及び他の職員。

以上の対象者に下記の内容で支給するものとする。

【正職員・非常勤職員・嘱託職員の月給者】(手当)

9,000 円とする

【パート職員の時給者、日給者】(時給)

30 円とする。

- (3) 支給内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (4) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で調整する場合がある。
- (5) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金制度が消滅した時点で、この臨時特例交付手当を終了するが、令和4年10月以降は新設される処遇改善加算に基づき、毎月の給与に新たな手当として支給する。ただし時給者、日給者の時給額に含めた分は減額しない。
- (6) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金制度分では委託契約のグループホーム世話人には支給しない。

附則 この補足規程は、令和4年3月に制定し、令和4年2月1日より遡及して施行する。
遡及の対象は制定日に在職している支給条件該当職員とする。